

障害福祉のしおり



【令和7年度版】

御 宿 町

問い合わせ先

御宿町保健福祉課 福祉・こども班

窓口：御宿町役場2階②番

☎ 0470-68-6717

Mail : fukushi@town-onjuku.jp

目次

障害者手帳	1
＊身体障害者手帳＊	1
＊療育手帳＊	1
＊精神障害者保健福祉手帳＊	1
各種手当	2
＊特別障害者手当（国の制度）＊	2
＊特別児童扶養手当（国の制度）＊	2
＊障害児福祉手当（国の制度）＊	2
＊在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当＊	2
年金	3
＊障害基礎年金（国民年金）＊	3
＊障害厚生年金＊	4
＊心身障害者扶養年金＊	4
医療・補装具	5
＊重度心身障害者（児）医療費助成＊	5
＊更生医療の給付＊	5
＊育成医療の給付＊	5
＊療養介護医療の給付＊	6
＊自立支援医療制度（精神通院）＊	6
＊後期高齢者医療（65歳以上75歳未満）＊	6
＊補装具の交付・修理＊	7
日常生活支援	8
＊障害福祉サービス＊	8
＊障害児福祉サービス＊	9
＊障害者（児）移動支援事業＊	10
＊障害者（児）日中一時支援事業＊	10
＊福祉タクシー事業＊	10
＊グループホーム入居者家賃助成＊	11
＊緊急通報装置設置＊	11
＊災害時避難行動要支援者名簿（避難支援台帳）＊	11
＊身体障害者（児）等の日常生活用具給付・貸与＊	11
＊障害者運転免許取得費助成＊	12
＊身体障害者用自動車改造費助成事業＊	12
＊手話通訳者等派遣事業＊	12
＊点字図書給付事業＊	12
＊ねたきり身体障害者等移動入浴車派遣事業＊	13
＊軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業＊	13
＊福祉機器等の貸出＊	13
＊声の広報＊	13
＊駐車禁止規制適用除外＊	14
＊ヘルプマーク＊	14

ちば障害者等用駐車区画利用証制度	15
税制上の特別措置	17
所得税・住民税の控除	17
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	17
各種減免制度	18
御宿町乗合運行（エビアミー号）	18
JR運賃の割引	18
有料道路の割引	19
航空運賃の割引	19
NHK放送受信料の減免	19
携帯電話料金の割引	19
身体障害者福祉会	20
障害者虐待防止・権利擁護について	20
障害者に対する虐待防止	20
障害者に対する差別防止・解消	21
成年後見制度	22
相談窓口	23
身体障害者相談員・知的障害者相談員	23
心配ごと相談所（障害者相談）	23
その他の相談窓口	24

障害者手帳

＊身体障害者手帳＊

身体上の障害がある方を対象とする手帳です。

手帳を取得することにより、「補装具の交付や、税の減免、タクシー券の交付などの各種福祉サービス」が受けられる場合があります。

障害等級：１級～６級

障害の部位：・ 視覚障害

- ・ 聴覚又は平衡機能障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
- ・ 肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・ 心臓機能障害
- ・ じん臓機能障害
- ・ 呼吸器機能障害
- ・ ぼうこう又は直腸機能障害
- ・ 小腸機能障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・ 肝臓機能障害

＊療育手帳＊

知的障害のある方を対象とする手帳です。

手帳を取得することにより、「特別児童扶養手当等の各種福祉サービス」が受けられる場合があります。

障害等級　：㊦、Ａの１、Ａの２、Ｂの１、Ｂの２（１８歳未満）

㊦の１、㊦の２、Ａの１、Ａの２、Ｂの１、Ｂの２（１８歳以上）

再判定時期　：判定時に１８歳未満だった方は２年後

判定時に１８歳以上４０歳未満だった方は１０年後

判定時に４０歳以上だった方はその後の再判定は不要

＊精神障害者保健福祉手帳＊

精神障害のある方を対象とする手帳です。

手帳を取得することにより、「通院医療費の公費負担、税の減免、タクシー券の交付などの各種福祉サービス」が受けられる場合があります。

障害等級　：１級～３級

更新時期　：２年後

各種手当

* 特別障害者手当（国の制度） *

精神又は身体に著しい障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する 20 歳以上の在宅障害者に手当を支給します。

手当受給者	在宅障害者本人
手当支給額（月額）	29,590円(令和7年度)
支給回数	年4回支給（2, 5, 8, 11月）
所得制限	本人所得又は扶養義務者の所得が一定額を超える場合、手当は支給されません。

* 特別児童扶養手当（国の制度） *

精神又は身体に障害を有する児童を家庭で介護し、養育している方に手当を支給します。

児童の年齢	満20歳未満
手当受給者	児童の父母もしくは、養育者
手当支給額（月額）	1級 56,800円 2級 37,830円 (令和7年度)
支給回数	年3回支給（原則4, 8, 12月）
所得制限	手当を受ける方、手当を受ける方と生計を同一にする方(配偶者等)の所得が一定額を超える場合、手当は支給されません。

* 障害児福祉手当（国の制度） *

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を要する在宅障害児に手当を支給します。

児童の年齢	満20歳未満
手当受給者	障害児本人
手当支給額（月額）	16,100円（令和7年度）
支給回数	年4回支給（2, 5, 8, 11月）
所得制限	本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合、手当は支給されません。

* 在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当 *

在宅の重度の知的障害者及びねたきり身体障害者に手当を支給します。

手当受給者	在宅障害者本人又はその家族1人
手当支給額（月額）	8,650円（令和7年度）
支給回数	年3回支給（7, 11, 3月）
適用除外	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方や介護保険法第18条に規定する保険給付を受けている方（ただし、当該年度通算して7日以内のショートステイを利用した場合は除きます）、またはそのご家族は、本制度の対象外となります。

年金

＊障害基礎年金（国民年金）＊

国民年金に加入している期間中等に被った傷病により、法令に定められた障害の状態となった場合に支給されます。

○受給要件

1. 国民年金の被保険者である間や、被保険者であった人が日本国内に居住し60歳から64歳までの間に、医師の初診を受けた病気やけがによる障害であること。
2. 障害のもととなった病気やけがで初診を受けた日（初診日）の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2／3以上あること。
ただし、令和8年3月末までの特例として、初診日がある2ヶ月前までの直近1年間に保険料未納期間がなければ、受給できる場合があります。

＜20歳前に初診日があるとき＞

20歳前に初診日がある場合には、20歳になったとき（障害認定が20歳以後のときは、その障害認定日）に障害の程度が1級又は2級の状態にあれば、請求することにより障害基礎年金が支給されます。

ただし、本人の前年の所得により、障害基礎年金の一部または全部の支給が停止される場合があります。

○支給額（令和7年度）

1級 1,039,625円(年額) **2級** 831,700円(年額)

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

詳しくは、税務住民課住民班 3階①番窓口（TEL68-6695）または「ねんきんダイヤル」（TEL0570-05-1165）にご相談ください。

＊障害厚生年金＊

厚生年金に加入している期間中等に被った傷病により障害基礎年金の１級または２級に該当する障害の状態となった場合に、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

また、障害の状態が２級以上に該当しない軽い程度の障害のときは３級の障害厚生年金が支給されます。

詳しくは「ねんきんダイヤル」（Tel 0570-05-1165）にご相談ください。

＊心身障害者扶養年金＊

心身に障害があるために、将来独立自活することが困難な心身障害者を扶養している保護者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に遺された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。

○掛金額 月額 9,300円 から 23,300円まで

（加入年齢に応じて、掛金が異なります。）

心身障害者お一人につき２口まで掛金を掛けられます。）

○年金給付額 月額 1口 20,000円

医療・補装具

* 重度心身障害者(児)医療費助成 *

重度の心身障害者(児)の医療費の負担を軽減するため、医療費等を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳 1、2 級
療育手帳㊤、㊤の 1、㊤の 2、A の 1、A の 2
精神障害者保健福祉手帳 1 級
※65 歳以上で手帳を新規取得した方や、所得が一定額を超えている場合は対象外となります。
- 助成の範囲 医療保険における自己負担分（保険適用分）

※入院時食事療養費については、全額自己負担になります。

※同一世帯(同一医療保険)内で市町村民税所得割が課税されている場合は、保険調剤以外の 1 回の診療につき一部負担（上限 300 円）があります。

※上記の助成は、原則受給券による「現物給付」で行いますが、県外の医療機関等を受診した場合や受給券を窓口に表示しなかった場合等には、申請による「償還払い」で助成を行います。

* 更生医療の給付 *

身体障害者に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進したり、日常生活を容易にするために給付する医療です。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の身体障害者
- 自己負担 原則として医療費の 1 割
※ 所得に応じて月額負担上限があります。
※ 入院時の食費については原則自己負担となります。
- 代表例 角膜移植手術、ペースメーカー埋め込み手術、人工透析 など

* 育成医療の給付 *

身体に障害のあるお子さんで、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行います。

- 対象者 身体上の障害をもつ児童、または、現存する疾患を放置した場合に、将来において機能障害を残すと認められる児童
- 自己負担 原則として医療費の 1 割
※ 所得に応じて月額負担上限があります。
※ 入院時の食費については原則自己負担となります。
- 代表例 水晶体摘出手術、形成術、ペースメーカー埋め込み手術
人工透析 など

療養介護医療の給付

療養介護で提供されるサービスのうち、医療に関するものを療養介護医療といいます。療養介護は、医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行う障害福祉サービスです。

○対象者 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、
常時の介護を必要とする方

○自己負担 原則として費用の1割

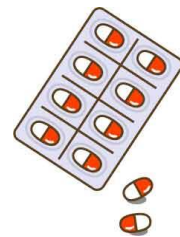
※ 所得に応じて月額負担上限があります。

自立支援医療制度（精神通院）

精神障害のために継続的な通院医療を要する方が対象です。

利用者は、原則として医療費の負担割合が1割になります。

※負担軽減のため、疾病の程度や所得の状況等に応じて、1か月の自己負担額に上限が設定される場合があります。



後期高齢者医療（65歳以上75歳未満）

満75歳以上の高齢者には、高齢者の医療の確保に関する法律による医療制度が適用されており、後期高齢者医療受給者証が交付されますが、以下の対象者は申請により65歳到達日以降この制度の適用が受けられます。

○対象者 身体障害者手帳1～3級（4級の一部）
療育手帳㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2
精神障害者保健福祉手帳1、2級
障害基礎年金1、2級

○問合せ先 御宿町役場 税務住民課住民班（御宿町役場3階①番の窓口）
Tel 0470-68-6695

* 補装具の交付・修理 *

身体障害者に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため補装具の交付または修理を行います。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者（児）
- 種 目 車いす、義肢（義手・義足）、装具、補聴器など
- 費用徴収 基準額（種目により異なる）の原則 1 割負担
※所得に応じて月額負担上限があります。

（注）介護保険の要介護認定を受けた方が、車いす、歩行器、歩行補助つえを希望する場合は、原則、介護保険サービスの福祉用具貸与が優先となります。



日常生活支援

＊障害福祉サービス＊

＜サービスの種別＞

介護給付・・・障害程度が一定以上の方に生活上又は療養上の必要な介護を行います。

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・施設入所支援 など

訓練等給付・・・身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助（グループホーム） など

（注）介護保険の要介護認定を受けた方は、介護保険サービスが優先されます。

○利用までの流れ

- ① 申請 必要なサービスを選択し、自立支援給付の支給申請書を役場保健福祉課（2階②番の窓口）へ提出
- ② 調査 町の調査員が、利用対象者の障害の種類や心身の状況、置かれている環境等についての調査を実施
- ③ 審査・判定 調査結果をもとに審査・判定が行われ、利用者がどのくらいの支援を必要とする状態なのか示す「障害支援区分」を認定
- ④ 支給決定 相談支援専門員がサービス等利用計画（案）を作成
提出された計画（案）に基づき、サービスの支給量や支給期間、利用者負担額を決定し、受給者証を交付
- ⑤ 契約 サービス提供事業者を選択し、契約
- ⑥ 利用 サービスの利用開始

○サービス等に係る費用 原則費用の1割を自己負担

※所得に応じて月額負担上限があります。

なお、希望するサービスによって利用の際の手続きが異なりますので、詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

＊障害児福祉サービス＊

障害のあるお子さんや、療育の必要があると認められるお子さんへ、以下のようなサービスを提供します。

- 児童発達支援

未就学のお子さんに、日常生活における動作の指導や適応訓練、その他必要な支援等のサービスを提供します。

- 放課後等デイサービス

就学しているお子さんに、生活能力の向上のための訓練やその他必要な支援等を行います。

- 保育所等訪問

専門員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

○利用までの流れ

- | | |
|--------|--|
| ① 申請 | 必要なサービスを選択し、障害児通所給付費の支給申請書等を保健福祉課（2階②番の窓口）へ提出 |
| ② 支給決定 | 相談支援専門員がサービス等利用計画（案）を作成
提出された計画（案）に基づき、サービスの支給量や支給期間、利用者負担額を決定し、受給者証を交付 |
| ③ 契約 | サービス提供事業者を選択し、契約 |
| ④ 利用 | サービスの利用開始 |

○サービス等に係る費用 原則費用の1割を自己負担
※所得に応じて月額負担上限があります。

詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

＊障害者（児）移動支援事業＊

屋外での移動に困難がある障害者（児）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促進します。

○対象者 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○利用料 原則 1 割負担

＊障害者（児）日中一時支援事業＊

障害者等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

○対象者 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○利用料 原則 1 割負担

＊福祉タクシー事業＊

重度の心身障害者(児)の社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成します。

○対象者 身体障害者手帳 1・2 級の方

療育手帳の交付を受けた方

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方

○交付枚数 1 枚あたり 1 0 0 円の福祉タクシー券を年間で最大 1 8 0 枚
（申請月により交付枚数が異なります）

千葉県内のタクシーについては、乗車の際に身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより運賃が 1 割引となります。

（千葉県タクシー協会 TEL 0 4 3 - 2 4 3 - 2 4 6 0）



＊グループホーム入居者家賃助成＊

グループホーム等を利用している方に、家賃助成を行います。

- 対象者 御宿町から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている、または入居についての承認や決定を受けた方で、現にグループホーム等に入居している方のうち、本人と配偶者が市町村民税非課税の方

○対象経費は家賃のみで、敷金・礼金等は含みません。

＊緊急通報装置設置＊

重度身体障害者の緊急時における応急対応をとるため、緊急通報装置を無料で設置します。

- 対象者 身体障害者手帳 1，2 級の所持者のみの世帯の方
または高齢者（65 歳以上）のみの世帯の方
- 利用料 無料（ただし、定期通信による通信料は自己負担です。）

＊災害時避難行動要支援者名簿（避難支援台帳）＊

災害時に自力で避難することが困難な方を支援するため、御宿町が名簿を作成しています。名簿に登録された情報は地域で共有され、災害時に支援を行える体制をつくるために活用されます。

- 対象者 生活の基盤が御宿町にある方で……
 - ①介護保険における要介護 3～5 の認定を受けた方
 - ②身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢障害 1 級または 2 級の方、視覚や聴覚に障害のある方
 - ③上記以外で避難支援等関係者が支援を必要と認めた方
- 申込・問合せ先 御宿町役場 保健福祉課（2 階）

＊身体障害者（児）等の日常生活用具給付・貸与＊

身体障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

- 対象者 身体障害者（児）等（手帳の障害程度により給付種目の規定があります。）
- 種 目 入浴補助用具、歩行支援用具、電気式たん吸引器、透析用加温器、ストマ装具（蓄尿袋、蓄便袋）等
- 費用徴収 基準額（種目により異なる）の原則 1 割負担

（注）介護保険の要介護認定を受けた方が、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器及び簡易浴槽を希望する場合は、介護保険のサービスが優先となります。

* 障害者運転免許取得費助成 *

身体障害者または知的障害者が自動車免許を取得する場合に要する経費の一部を助成する事業です。

- 対象者 身体障害者手帳1～4級または療育手帳の所持者であって、運転免許証の交付を受けた方
- 助成金の申請 運転免許証の交付を受けた日から6か月以内
- 対象経費 自動車免許証取得のために要した教習費
- 助成額 教習費の2/3以内で、10万円を限度とする額

* 身体障害者用自動車改造費助成事業 *

重度の身体障害を抱える方で、自らが自動車を所有し改造する場合に、改造に要する経費を助成するものです。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害の1級または2級の方
※所得制限があります。
- 助成金の申請 自動車の改造前、改造後の6か月以内
- 対象経費 操向装置、駆動装置等の改造に要する経費
※自動車1台につき1回に限ります。
- 助成額 10万円を限度とする額

* 手話通訳者等派遣事業 *

聴覚、言語、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、手話通訳等を必要とする場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

* 点字図書給付事業 *

視覚障害者に対し点字図書を給付することにより、情報の入手を容易にするものです。

- 対象者 主に情報の入手を点字によっている視覚障害者
- 給付対象 月間や週間等で発行される雑誌を除く点字図書

＊ねたきり身体障害者等移動入浴車派遣事業＊

重度の身体障害等のため、家庭において入浴することが困難なねたきり身体障害者等に対し、定期的に移動入浴車を派遣します。

○利用料 原則1割負担

（注）介護保険の要介護認定を受けた方は、介護保険サービスが優先されます。

＊軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業＊

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用の一部を助成します。

○対象者

以下の要件を全て満たす18歳未満の児童

（１）御宿町に住所を有する方

（２）両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満の方についても対象とする。

（３）補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する方

※上記にかかわらず、対象児、またはその属する世帯の世帯員のうち、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月にあたっては前年度）における市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は交付の対象外となります。

○助成額

算定の基礎となる額（補聴器の購入費の額と基準額を比較して少ない方の額）の2/3

＊福祉機器等の貸出＊

けがや病気の方に、車いすのまま乗車できる車両「ゆうあい御宿号」や福祉機器（車いすや歩行器等）の貸出を行っています。

※緊急的・応急的な貸出です。長期的な利用が必要な場合はご相談ください。

○問合せ先 町社会福祉協議会 TEL68-6725

＊声の広報＊

視覚障害者や寝たきりの方に対し、町の広報の音声を録音したMD（ミニディスク）を貸出しています。

○問合せ先 町社会福祉協議会 TEL68-6725



* 駐車禁止規制適用除外 *

障害のある方が使用する車両について、駐車禁止場所として指定されている場所に駐車できるように、駐車禁止規制の対象から除外する措置がとられています。ただし、駐停車禁止場所での駐車や長時間の駐車等はできません。また、県内のみの適用となりますのでご注意ください。

駐車禁止の具体的な場所は、「駐車禁止」の標識がある区間や道路沿いのパーキングメーター等が設置してある、「時間制限駐車区間」などです。



駐車禁止標識



時間制限駐車区間標識

対象となる等級は以下のとおりです。

身体障害者手帳	視覚障害	1～3級及び4級の一部
	聴覚障害	2～3級
	平衡機能障害	3級
	上肢障害	1級及び2級の一部
	下肢障害	1～4級
	体幹及び内部（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓）障害	1～3級
	免疫機能障害	1～3級
療育手帳		A（重度）以上
精神障害者保健福祉手帳		1級

☆いすみ警察署で申請手続きを行い、標章の交付を受けます。



* ヘルプマーク *

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に援助を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。

○交付対象者 障害のある方や難病の方、妊娠中の方など、援助や配慮を必要としている方

○交付場所 御宿町保健福祉課（役場2階②番の窓口）
※交付時にアンケートをご記入ください。



＊ちば障害者等用駐車区画利用証制度＊

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度です。

千葉県健康福祉指導課（郵送のみ、Tel043-223-3924）又は御宿町保健福祉課 2 階② 番の窓口で申請手続きを行い、対象であることが認められると 利用証が交付されます。

※対象の範囲は、次ページの表をご覧ください。



○利用証交付対象者の範囲

交付基準				申請に必要なもの		有効期間	
身体障害者	視覚障害		4級以上		身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害		3級以上				
	平衡機能障害		5級以上				
	肢体不自由	上肢		2級以上			
		下肢		6級以上			
		体幹		5級以上			
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上			
	移動機能		6級以上				
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上					
知的障害者		療育手帳の障害程度がAの2以上の方		療育手帳			
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の方		精神障害者保健福祉手帳			
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である方		介護保険被保険者証			
妊産婦		妊娠7箇月～出産予定日から1年の方		母子健康手帳		妊娠7箇月～出産予定日から1年後まで ※出産後は乳児と同伴の場合に限ります。	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方		次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書 若しくは意見書 または公的機関の証明書 等 ・身分証明書 (保険証、運転免許証 等)		必要と認める期間 (原則1年以内)	

税制上の特別措置

＊所得税・住民税の控除＊

基準日（１２月３１日）時点で、所得者本人又は控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するときは、所得税・住民税（都道府県民税および市町村民税）の所得控除が受けられる場合があります。

○対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者など

○問合せ先 御宿町役場 税務住民課（御宿町役場３階⑤番の窓口）

TEL 0470-68-6692

＊自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免＊

基準日（４月１日）時点で、手帳所持者又はその方と同居しているご家族の方等が所有し、もっぱら心身障害者の移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、減免が行われます。

※この制度は、心身障害者お１人につき１台の自動車に限られます。

※詳しくは下記の各問合せ先までお問い合わせください。

○問合せ先 <自動車税（環境性能割・種別割）について>

千葉県茂原県税事務所大多喜支所

TEL 0470-82-2214

<軽自動車税（環境性能割）について>

御宿町税務住民課（御宿町役場３階⑤番の窓口）

TEL 0470-68-6692

各種減免制度

* 御宿町乗合運行（エビアミー号） *

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、利用料が軽減されます。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた方
療育手帳の交付を受けた方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方



- 利用料 大人 1乗車につき300円 → 200円
※介助者についても同額（200円）の負担となります。

注：利用には、事前の登録が必要です。登録の際には手帳を持参してください。
詳しくは、企画財政課4階②番の窓口（Tel 68-2512）にお問い合わせください。

* JR運賃の割引 *

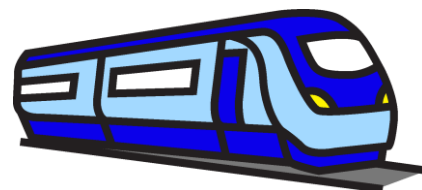
身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種または第2種の記載がある場合は、普通乗車券等が割引になります。
※2025年4月1日より精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も対象となりました。

区 分	割引乗車券の種類	取扱区間	割引率
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	全 線	5割
第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害児とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券は除きます)	全 線	5割
第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	片道100kmをこえるもの	5割

手続きは、乗車券を購入する際、窓口で手帳を提示して行います。
詳しくは JR ホームページ等でご確認ください。

各私鉄会社も独自に割引制度を導入しています。

詳しくは、利用される各私鉄会社へお問い合わせください。



* 有料道路の割引 *

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方が有料道路を利用するとき、有料道路料金が割引されます。

区 分	対 象	割引率
障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けている方	5割
障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、手帳に「第1種」と記載がある方	

この割引の適用を受けるためには、事前登録（ETC可能）が必要です。
オンライン申請受付サイトまたは、町保健福祉課（役場2階②番）にて
お手続きください。

オンライン申請受付サイト

URL： <https://www.expressway-discount.jp/>



* 航空運賃の割引 *

満12歳以上で以下の手帳をお持ちの方、および、同一便に搭乗する満12歳以上の介護者の方お一人について、国内線の航空運賃が割引になる場合があります。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 戦傷病者手帳

割引の対象となる範囲や手続きの方法等は航空会社によって異なります。

詳しくは各航空会社までお問い合わせください。

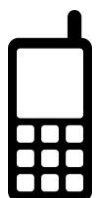
* NHK放送受信料の減免 *

区 分	対象範囲
全額免除	○ 世帯内に「身体」「知的」「精神」いずれかの障害で手帳を所持する方のいる市町村民税非課税世帯
半額免除	○ 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚・聴覚障害者または世帯主が重度の障害者（身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方）である世帯

* 携帯電話料金の割引 *

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方は携帯電話の基本使用料等が割引になる場合があります。

詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください。



身体障害者福祉会

町内に住む身体障害者手帳・療育手帳等をお持ちの方々がグランドゴルフや日帰り旅行などのレクリエーション活動を中心に、仲間づくりや交流を深めています。

○問合せ先 町社会福祉協議会 Tel 68-6725

障害者虐待防止・権利擁護について

* 障害者に対する虐待防止 *

虐待にはさまざまなケースがあります。

①身体的虐待

『暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること』

例えば…殴る・蹴る・平手打ち・個室への閉じ込め

②性的虐待

『性的な行為やそれを強要すること』

例えば…性行為の強要・裸を撮影する・施設外での性的行為

③心理的虐待

『言葉や態度等により精神的苦痛を与えること』

例えば…「バカ」「アホ」等の暴言・侮辱・脅し・無視・嫌がらせ

④放棄・放置（ネグレクト）

『必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状況を悪化させる、又は不当に保持しないこと』

例えば…食事や排せつの世話や介助をしない・トラブルを放置する

⑤経済的虐待

『本人の同意なく財産や年金、賃金を運用したり消費したりすること』

例えば…本人の年金を勝手に使う・利用者の金銭を私的に利用する

「虐待かな？」と思ったら……

虐待は、いつでもどこでも、些細なきっかけで起こりえます。

また、障害者への虐待は『障害者虐待防止法』で禁止されており、虐待を発見した者には通報義務が生じます。

「虐待かな？」と思ったら、一人で悩まず、次ページに載っている相談窓口や身近な人に相談しましょう。

＊障害者に対する差別防止・解消＊

御宿町は、「合理的配慮」の啓発により、障害のある方への差別をなくし、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認めながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

「合理的配慮」とは……

『役所や事業所に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。障害者差別解消法で定められた規定。』

例えば

- ・困っていそうな人がいたら、まずはお手伝いが必要か尋ねる
- ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段をとる 等

「それ、差別かも？」

合理的配慮を欠いた対応をすることは、差別に当たります。

例えば

- ・障害を理由に窓口対応を拒否された
- ・障害を理由に対応の順序を後回しにされた
- ・「障害者不可」、「障害者お断り」と表示・宣伝されていた
- ・障害者本人を無視し、介助者や付添人にのみ話しかけられた



＊成年後見制度＊

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、必要な契約を結んだり、財産を自分で管理したりするのが難しい場合があります。また、本人にとって不利益な契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、そのような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するための制度です。

成年後見制度には、大きく分けて以下の2つの制度があります。

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。

② 任意後見制度

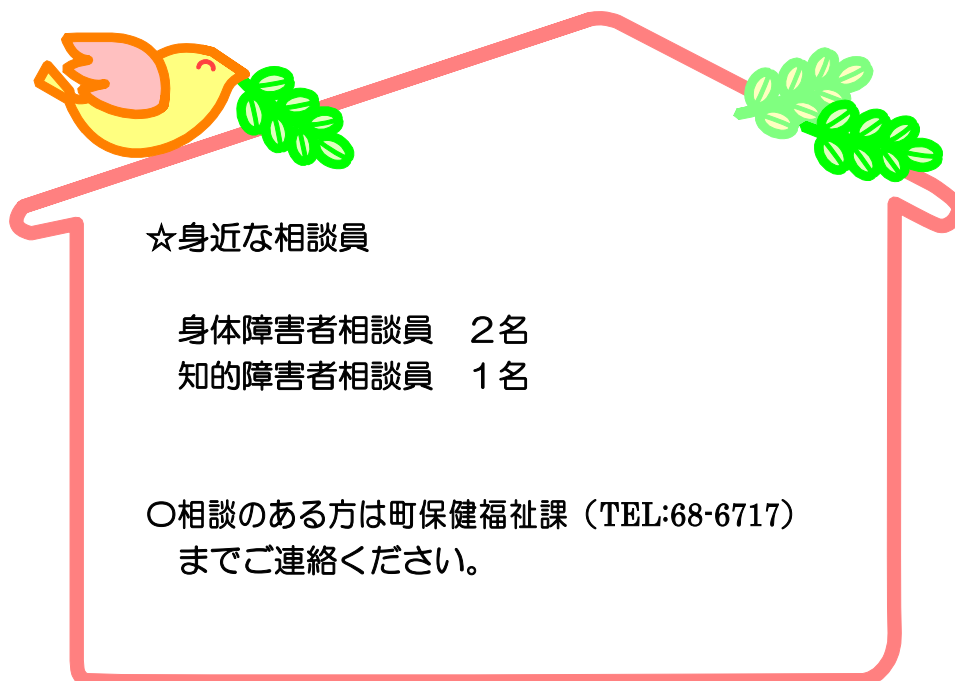
本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来任意後見人に委任する事務の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がそれらの事務を本人に代わって行う制度です。

○詳しくは地域包括支援センター（Tel 68-6716）や
社会福祉協議会（Tel 68-6725）までお問い合わせください。



相談窓口

＊身体障害者相談員・知的障害者相談員＊



（令和7年4月現在）

＊心配ごと相談所（障害者相談）＊

○開催日

月1回 9：00～12：00

○場所

地域福祉センター

○問い合わせ先

町社会福祉協議会

TEL 68-6725

＊その他の相談窓口＊

機関名	内容	連絡先	相談受付時間
御宿町 保健福祉課	各種制度に関する こと・虐待や差別 に関する相談受付	<TEL> 0470-68-6717 <E-mail アドレス> fukushi@town-onjuku.jp	月～金 (祝日・年末年始 を除く) 8:30～17:15
いすみ地域活動支援センター レインボー 【地域活動支援センターⅠ型業 務及び相談支援事業委託事業所】	障害福祉サービ スの利用に関する ことなど	0470-82-2220	月～金 (祝日・年末年始 を除く) 9:00～17:00
児童相談所 全国共通ダイヤル	18歳未満の児童 に関すること	189 (いちはやく)	24時間365日 対応
東上総児童相談所	18歳未満の児童 に関すること	0475-27-5507	月～金 (祝日・年末年始 を除く) 9:00～17:00
子山こども家庭支援 センター	18歳未満の児童 に関すること	0470-63-1919	月～金 (祝日・年末年始 を除く) 8:30～17:30
中核地域生活支援センター 夷隅ひなた	福祉の総合相談	0470-60-9123	24時間365日 対応 ※18:00～翌9:00は 転送電話対応
千葉県盲ろう者支援 センター (NPO 法人千葉盲ろう者 友の会)	視覚と聴覚の両方 に障害を併せ持つ 人に関すること	043-310-3008	月～金 (祝日・年末年始 を除く) 9:00～17:00

障害福祉関連制度

●印の等級は概ね該当、▲印は一応の目安で、年齢・所得・他の要件等により適用が変わります。
重：重複のみ該当 診：場合によって診断書必要

★青で色付けされている制度は、18歳または20歳未満の方が対象です。

区分		手当				年金		医療・補装具										日常生活支援										税制措置		各種減免																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
障害区分	等級	特別障害者手当	☆特別児童扶養手当	☆障害児福祉手当	在宅重度知的障害者および ねたきり身体障害者福祉手当	障害基礎年金 （国民年金）	障害厚生年金	心身障害者扶養年金	重度心身障害者（児） 医療費助成	更生医療	☆育成医療	療養介護医療	自立支援医療 （精神通院）	（65歳以上75歳未満） 後期高齢者医療	補装具の交付・修理	障害福祉サービス	☆障害児福祉サービス	移動支援事業	障害者（児） 日中一時支援事業	福祉タクシー券	グループホーム等家賃助成	緊急通報装置	災害時避難行動要支援者 名簿（登録支援台帳） 等	日常生活用具	障害者運転免許取得費助成	身体改造費助成	手話通訳者等派遣事業	点字図書給付事業	ねたきり身体障害者等 移動入浴車派遣事業	☆軽度・中等度難聴児補聴 器購入等助成事業	福祉機器等の貸出	声の広報	駐車禁止規制適用除外	ヘルプマーク	ちば障害者等利用駐車区画 利用証制度	所得税・住民税控除	自動車税等の減免	Eビアンノー号	JR運賃割引	有料道路割引	航空運賃割引	NHK放送受信料減免	携帯電話料金割引																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3